

発電計画・発電上限に関するご質問及び回答 (Ver.1.2)

2024年2月29日
電力広域的運営推進機関

Ver.	制(改)定年月日	新規・変更No.	制(改)定概要
	2023/4/28		新規制定
1.1※	2023/11/29	1,4,7,9,11,12,13,16,19,20,21,22	質問内容・回答内容の意図を明確化するため、表現を一部更新
		18	保留としていた回答を記載
		24～54	新規に作成
1.2	2024/2/29	18,19,37,39	・余力活用契約を有する電源に関する補足事項を追記 ・19は併せて回答の意図を明確化

※説明会資料の更新に合わせて、QAに記載している説明会資料のページ番号を変更しました。

また、誤字、脱字などはお断りなく訂正しました。

※需給ひっ迫における周知名称については、第87回 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会にて

以下のとおり整理されましたが、QAにおいては旧名称で記載しております。

- ・(旧名称) 需給注意報 → (整理後) 広域予備率低下のおそれと伴う供給力提供準備通知
- ・(旧名称) 需給ひっ迫のおそれ → (整理後) 広域予備率低下に伴う供給力提供通知

No.	質問	回答
1	説明会資料P18の2項目目に「基本的に発電上限値はアセスメント対象容量を下回ることはありません」について、例えば、当翌日断面で突発的なトラブルが発生した場合等、発電可能な量がアセスメント容量を下回るケースがあると考える。このような場合において記載する発電上限は、実際に発電可能な量か、それともアセスメント対象容量を記載するのか。	当翌日断面で突発的なトラブル発生時の発電上限に関しては、トラブル発生後において実際に発電可能な量をご記載ください。
2	説明会資料P18の2項目に記載の「ペナルティ」とは、容量市場におけるペナルティ（提供できる供給力の最大値がアセスメント容量を下回ることによるリクワイアメント未達成（日数カウント））のことを指している認識でよいか。 (参考) 容量市場におけるリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの概要（対象実需給年度：2025年度） P19 https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html	容量市場におけるペナルティとしては、ご記載いただいた日数カウントの他に、供給指示や市場応札、発動指令電源において、リクワイアメント未達成量が発生する可能性があります。
3	自己託送における発電上限値の算出方法に関して、構内負荷予測の変動誤差を吸収するための調整代として確保している発電余力も発電上限に含めるべきか、それとも事業者毎に判断して算出してよいか。	発電余力を含めた値が発電上限値となります。詳細な内容は掲載された資料にてご確認ください。
4	説明会資料P7について、自己託送は説明資料のどのパターンに該当するか。	自己託送に使用する電源の容量市場や需給調整市場への参加状況並びに余力活用契約締結有無等によって異なるため、いずれのパターンとなるか説明会資料P6をご確認ください。
5	説明会資料P13「市場販売見込み量」は事業者の独自想定の数値で織り込むことですか。	ご認識のとおり、翌々日における市場販売想定量を記載してください。

No.	質問	回答
6	説明会資料P21週間計画におけるバランス停止機の発電計画値は、9時にフル出力到達の起動スケジュールで織り込むことが記載されているが、最小予備率時刻が9時以前であつて、9時フル目標で問題無いか。(例：8:30~9:00が最小予備率時刻の場合)	ご認識のとおりです。
7	説明会資料P13週間計画・翌々日計画について、「市場販売見込み量」を見込んだうえで発電計画値を作成するとあるが、2024年度はJEPX取引値を記載できない認識であるため、運用開始は2025年度以降という理解でよいか。	現在提出して頂いている週間計画の「前日スポット約定想定量織込み」と同じです。 (参考) 2022年度以降の週間発電販売計画への前日スポット約定想定量織込み P10 https://www.occto.or.jp/occtosystem2/oshirase/2021/220111_syukanhatsuden.html
8	調整電源は電源毎にバランスンググループを組成しているが、2024年度以降に公募調達がとりやめとなったあとは、どのようにバランスンググループを組成すればよいか。	バランスンググループの組成に関しては一般送配電事業者へご確認ください。
9-1	説明会資料P14の追加販売可能量について、実需給の何時間前までに連絡があった場合に「追加販売(発電)可能」な量とするのか。同量まで発電できなかった場合にペナルティは発生するのか。	説明会資料P14は安定電源であるため、容量市場においては、主に一般送配電事業者からの供給指示に対して適切に対応できる量となり、アセスメント対象容量まで発電できなかった場合、リクワイアメント未達成となり、ペナルティとなる可能性があります。供給指示の連絡タイミングについては今後公表される業務マニュアルをご参照ください。
9-2	説明会資料P9の発電余力について、実需給の何時間前までに連絡があった場合に「出力上昇可能量」とするのか。また、発電上限値まで発電できなかっただ場合にペナルティは発生するのか。	説明会資料P9は「容量市場で落札された発動指令電源」に関する記載ですので、発電余力は一般送配電事業者からの実需給の3時間前までの発動指令に対して適切に対応できる量となり、発電余力を含めた発電上限値まで発電できなかっただ場合はリクワイアメント未達成となりペナルティになる可能性があります。

No.	質問	回答
10	発電上限値の乖離によるペナルティはあるか。	容量市場落札電源においては、適切な報告となっていない場合、ペナルティとなる可能性があります。また、容量市場非落札電源についても、一定期間において大幅な乖離があることが確認できた場合は何らかの対応を行う可能性があります。
11	バランス停止ユニットの上限値の考え方について、2024年度においては、週間計画も翌々日計画も2点での提出となるが、2024年度からこのやり方を進める意義があるのか。 (48点になる2025年度からでもよいのではないか)	容量市場の実需給が開始される2024年度以降、週間計画より実需給に近い断面における広域予備率が8%を下回る場合、需給注意報を発令する必要があります。このため、2点であっても正確な広域予備率を把握する必要があり、適切な発電計画値・発電上限値を提出していただく必要があります。
12	発電上限量の入札単価（円/kWh）が、不当か否かの判断基準を今後把握可能か。	入札価格については電力・ガス取引監視等委員会において、その妥当性が監視されているため、弊機関からはお答えしかねます。
13	説明会資料P22のパターン⑥⑦（容量市場非落札電源）について、「燃料制約を考慮した発電上限値にしてください」との記載があるが、パターン②④⑤（容量市場落札電源）についても、燃料制約を考慮した発電上限値を提出する必要があるのか。	上限値には燃料制約を考慮した計画提出をしてください。 容量市場落札電源であるため、上限値がアセスメント対象容量下回る事でペナルティが発生する事がある点については、留意ください。
14	パターン④の基本的事項について、容量市場のアセスメントを満たす前提で、発電上限値は、発電計画の提出者が契約に基づき他社の電気を受電している場合は契約上の最大受電量の理解でよいか（パターン⑥⑦と同じ理解でよいか）	容量市場のリクワイアメントを満たすことを前提としているのであれば、容量市場としては問題ありません。
15	発電上限値の提出に関して、1系統コード内に複数のユニットが含まれる発電所について。 バランス停止ユニットと起動中ユニットが混在している場合、発電販売計画上の発電上限はどういった提出内容とすればよいか。	ユニットごとに考えて頂いて合計値を記載して頂きます。

No.	質問	回答
16-1	説明会資料P7の電源例でパターン④の「水力」について、具体的には、揚水式発電所や貯水池式発電所が含まれていると言う認識であっているか。	電源区分は容量市場メインオークション募集要項に記載の「容量を提供する電源等の区分」及び「電源等要件」に準じます。容量市場における、安定電源に該当する水力は期待容量が1,000キロワット以上の安定的な供給力を提供するもの、水力電源（ただし、調整式又は貯水式に限る。）、水力電源（ただし、揚水式で発電可能時間3時間以上に限る。）です。 (参考) 容量市場メインオークション募集要項（対象実需給年度：2027年度）P11 https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2027_jitsujukyu_kanren.html
16-2	説明会資料P7の表に「余力活用契約」と「需給調整市場への参加」の区分けがある理由は何か。	余力活用契約の有無及び需給調整市場の参加状況によって、一般送配電事業者から指令があった場合の計画変更要否や発電上限値の定義等が異なるため区分けしています。
17	説明会資料P20の表では翌日計画(前日12時)【需給注意報が発令されていない場合】に関する記載しかありませんが、前日17時以降に提出する翌日・当日計画についても、停止機の上限を記載する必要はあるのか。	前提条件として、前日12時の翌日計画提出断面では需給ひっ迫の懸念が無い状態で提出していただきますが、前日18時に広域予備率が発表され、需給ひっ迫のおそれがあった際に対応してください。
18	パターン⑤は揚水発電所を含む安定電源が対象のことだが、揚水発電所がバランス停止している際の発電上限は設備可能を基とした値となるのか。あるいは、揚発可能を基にした値となるのか。	揚水可能（貯水量の制約を考慮した発電上限値）となります。 ただし、揚水発電所のうち余力活用契約を有する電源に関しては、一般送配電事業者によつては余力活用の範囲の把握等に影響する可能性があるため、説明会資料P14,15に記載のとおり、一般送配電事業者との余力活用契約における取り決め内容を考慮してください。
19	運転可能なkWhが24時間連続運転できない発電所の場合、発電上限値は9時フル出力かつ運転継続可能な時間だけ記載すればよいか。	揚水発電所・蓄電池及び燃料制約のある火力発電所は、説明会資料P22の右図の燃料制約の反映例のとおり、必ずしも9時にフル出力とする必要はありませんが、9時にフル出力としても問題ありません。 ただし、極力、広域機関が週間計画において指定する最大需要時刻や最小予備率時刻で発電するよう記載してください。 発電上限値はkWhの制約を考慮して設定いただいますが、揚水発電所・蓄電池のうち余力活用契約を有する電源に関しては、一般送配電事業者によつては余力活用の範囲の把握等に影響する可能性があるため、説明会資料P14,15に記載のとおり、一般送配電事業者との余力活用契約における取り決め内容を考慮してください。 容量市場落札電源の場合は、アセスメント対象容量を下回る発電上限値となることで、ペナルティ対象となる可能性がありますのでご留意ください。

No.	質問	回答
20-1	説明会資料P18について、翌日計画・当日計画断面において提出した発電上限値を用いて、容量市場におけるアセスメントを行うという認識でよいか。	ご認識のとおりです。
20-2	説明会資料P18について、発電上限値がアセスメント対象容量を上回っている場合、経済性等の理由で出力抑制をしていてもリクワイアメント達成という理解でよいか。	容量市場において、アセスメント対象容量を上回っている場合、基本的にはリクワイアメント達成となります。ただし、実需給における適切な対応（発電実績等）が求められている供給指示、発動指令においては、例え発電上限値がアセスメント対象容量以上であっても、発電実績および発動実績がこれを満たさない場合、リクワイアメント未達成となります。
21-1	説明会資料P20の表について、翌日計画提出時（前日12時）に需給注意報が発信されている場合、発電計画値および発電上限値は「広域予備率公表後（前日18時頃）（需給ひっ迫のおそれ発信後）」の場合と同様に記載すべきか。同様に、広域予備率公表後（前日18時頃）に需給ひっ迫のおそれが発信されていない場合、発電計画値および発電上限値は「翌日計画提出時（前日12時）（翌々日計画で需給注意報が発信されていない場合）」の場合と同様に記載すべきか。	ご認識のとおりです。
21-2	説明会資料P20の表について、「需給ひっ迫のおそれ発信後」という記載は、需給ひっ迫のおそれが発信されていることを意図しているのか、需給ひっ迫のおそれ発信の有無に関わらず前日18時頃公表される広域予備率公表後を意図しているのか。	需給ひっ迫のおそれが発信されていることを意図しています。

No.	質問	回答
22-1	説明会資料P20の「発電予定はないものの、発電可能な状態（バランス停止）である場合」の解釈について、説明会資料P21に週間計画におけるバランス停止とは「週を通してバランス停止を計画していた場合」と記載があるため、翌日・当日計画におけるバランス停止とは「日を通してバランス停止を計画していた場合」と解釈してよいか。	週間計画におけるバランス停止とは、「週を通してバランス停止を計画していた場合」ということではありません（P21は週間計画におけるバランス停止の一例）が、翌日・当日計画におけるバランス停止とは「日を通してバランス停止を計画していた場合」となります。
22-2	<p>説明会資料P20の「発電予定はないものの、発電可能な状態（バランス停止）である場合」の解釈について、例えば、需給上の都合で朝8時に停止する計画の火力発電機があった場合、その発電機の発電上限値は、以下のどちらにすべきか。</p> <p>①上記に記載の通り、日を通してバランス停止を計画している訳ではないため、当該日8時以降の発電上限値は0として提出。</p> <p>②8時には解列予定であるが、それまでは稼動状態であり出力上昇も可能なため、9時にフル出力にする前提で、発電上限値を提出。 その後、8時以降は、計画通り解列し停止状態となるため、停止時間のリードタイムを踏まえ、次回最速で起動する場合の工程で以て、発電上限値を提出し直す。</p>	<p>②と理解いただければ良いと思います。「その後」以降の対応については不要です。（需給ひっ迫時等は別途発電上限値の見直しを求める可能性はあります）</p>

No.	質問	回答
23	<p>2024年度以降の発電計画値・発電上限値に関する事業者説明会資料P20において、9時にフル出力となるような起動工程で発電上限値を提出する必要があるとのことですが、その場合、需給調整市場のアセスメントⅠはどのようになるのか。</p> <p>△kW約定している場合、アセスメントⅠは「発電上限値－発電計画値>△kW約定容量」をチェックされていると認識しているが、仮に火力発電機が9時以降のコマにおいて△kW約定したにも関わらず、停止計画とした場合、応動時間踏まえると系統並列状態でなければ調整力を提供できないところ、発電上限値はフル出力値であるが故にアセスメントⅠではチェックがかからなくなるように思う。</p> <p>(現状は、火力発電機が停止時は発電上限値も0で計画提出することになっているため、アセスメントⅠ違反になると思慮)</p> <p>そのような計画としても、もし実需給断面で上げ調整指令があれば、アセスメントⅡ側の違反としてチェックはかかるかと思うが、指令なければ「△kW約定したが上げ調整に応じられるよう準備していなかった」にも関わらず、ペナルティが科されないということが生じ得るのではないか。</p>	<p>「発電予定はないものの、発電可能な状態（バランス停止）である場合」を対象としており、△kW約定した場合、その調整力を提供するために停止計画とはなりません。</p>

No.	質問	回答
24	説明会資料P20パターン②④⑤について、2日以上連續でバランス停止を予定している場合、発電上限値をどのように記載すべきか。	説明会資料P21の記載に則り、発電上限値を記載してください。
25	説明会資料P21の1項目目に「週間計画におけるバランス停止機（パターン②④⑤）の発電上限値は、下図（週を通してバランス停止を計画していた場合）を参考」という記載があるが、週間計画におけるバランス停止とは「対象週において1日も起動しない計画」という認識でよいのか。また、翌日・当日計画におけるバランス停止とは「日を通してバランス停止の計画」という認識でよいのか。	週間計画におけるバランス停止とは対象週において1日も起動しないという意味ではありません。翌日・当日計画におけるバランス停止の意味はご認識のとおりです。
26	説明会資料P20の表パターン④⑤（容量市場落札の安定電源・発動指令電源）について、需給ひっ迫のおそれ発信後は「リクワイアメント達成に必要な並列・起動カーブを考慮して計画を作成」という記載があるが、需給ひっ迫のおそれ発信時においても当日9時にフル出力となるカーブで出すことは可能か。	容量市場のアセスメントを達成できる並列・起動カーブであれば問題ありません。 (参考) 容量市場における需給状況に応じた供給力提供に関する周知方法について P17 https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/2023/chousei_jukyu_87_haifu.html
27	説明会資料P20の2項目目に「発電予定はないものの、発電可能な状態（バランス停止）である場合」という記載があるが、バランス停止を予定していた時間帯にスポット市場にてブロック入札が約定した場合、翌日計画の発電上限値にブロック入札通りの並列・起動カーブを記載して問題ないか。	スポット市場のブロック入札の約定結果見合いで発電所を起動させる場合、バランス停止に該当しません。翌日計画の発電上限値はブロック約定結果通りの並列・起動カーブで記載してください。
28	説明会資料P20について、バランス停止の場合、週間計画・翌々日計画では「発電上限値は、9時に発電上限に到達するような並列・起動カーブとしてください」と記載されているが、設備制約上、9時のフル出力が不可であるとあらかじめ判明した場合、発電上限値を前倒し・後ろ倒しした並列・起動カーブとすることは可能か。	前倒しが可能であれば前倒ししてください。後倒しになる場合、極力早い時間帯に発電上限まで到達するよう並列時間を考慮してください。

No.	質問	回答
29	説明会資料P20の表パターン④⑤（容量市場落札の安定電源・発動指令電源）について、前日18時頃に需給注意報が発令されていない場合、発電計画値と発電上限値をどのように記載すべきか。	説明会資料P20の表、翌日計画提出時（前日12時）（翌々日計画で需給注意報が発信されていない場合）に則り記載してください。
30	説明会資料P20の表パターン④⑤（容量市場落札の安定電源・発動指令電源）について、前日18時に広域予備率が発表され需給ひっ迫のおそれがない場合、発電計画値と発電上限値をどのように記載すべきか。	説明会資料P20の表、翌日計画提出時（前日12時）（翌々日計画で需給注意報が発信されていない場合）に則り記載してください。
31	説明会資料P20の表パターン④⑤（容量市場落札の安定電源・発動指令電源）について、「前日19時頃に並列の必要性が判明したことを前提に、当日9時にフル出力となる並列・起動カーブを考慮する。時間的な制約等で困難な場合、並列・起動からフル出力まで最短のカーブとする。」という記載があるが、前日19時時点で並列の必要性が判明し、当日0時までに容量市場アセスメント対象容量以上のフル出力が供出可能であることが事前に判明している場合、翌日計画の0:00-24:00の発電上限値は、供出可能なアセスメント対象容量以上で記載して提出しても問題ないか。	問題ありません。
32	パターン④⑤⑥⑦について、需給注意報が発信されていない前提で、翌日計画提出時点（前日12時）ではバランス停止を予定していた電源を需要見直し等により前日19時頃から起動並列（12時並列、18時フル出力）に計画変更する場合、発電上限値をどのように記載すべきか。	説明会資料P25,26に発電設備の稼働/停止状況に応じた発電上限値の記載方法を載せております。こちらを参考に記載ください。
33	説明会資料P22パターン⑥⑦（容量市場非落札電源）について、発電上限値をどのように記載すべきか。	説明会資料P25,26に発電設備の稼働/停止状況に応じた発電上限値の記載方法を載せております。こちらを参考に記載ください。

No.	質問	回答
34	パターン④⑤⑥⑦について、昼間帯で発電設備を解列・並列（DSS）する場合、停止している時間帯の発電上限値をどのように記載すればよいか。	説明会資料P25,26に発電設備の稼働/停止状況に応じた発電上限値の記載方法を載せております。こちらを参考に記載ください。具体的には、短時間での解列・並列（※DSS）の場合は、解列時と同様に直前の中止判断が可能であるため、発電上限値はフル出力で設定してください。ただし、継続して発電することが困難である場合は、この限りではありません。また、余力活用契約を有する電源のパターン⑤⑥について、一般送配電事業者によつては、起動・停止時に上限値と計画値が乖離することで、余力活用の範囲の把握等に影響がある可能性があるため、事前に関係する一般送配電事業者に確認ください。
35	パターン④⑤⑥⑦について、昼間帯で発電設備を解列・並列（DSS）する場合で、且つ、広域機関指定の時間帯に停止またはフル出力運転となっていない場合、発電上限値をどのように記載すべきか。	説明会資料P25,26に発電設備の稼働/停止状況に応じた発電上限値の記載方法を載せております。こちらを参考に記載ください。具体的には、短時間での解列・並列（※DSS）の場合は、解列時と同様に直前の中止判断が可能であるため、発電上限値はフル出力で設定してください。ただし、継続して発電することが困難である場合は、この限りではありません。また、余力活用契約を有する電源のパターン⑤⑥について、一般送配電事業者によつては、起動・停止時に上限値と計画値が乖離することで、余力活用の範囲の把握等に影響がある可能性があるため、事前に関係する一般送配電事業者に確認ください。
36	説明会資料P20の表パターン④⑤（容量市場落札の安定電源・発動指令電源）について、需給注意報が発信されていない場合の発電上限値は「時間的な制約等で困難な場合、並列・起動からフル出力までの最短のカーブとする。」との記載があるが、時間的な制約には、発電機停止後に一定時間停止状態を維持しなければならない”最小停止時間”の制約も含まれるという認識でよいか。それとも、定期点検・トラブル停止等で発電できない状態を除けば、発電上限値は常に定格出力一定とするべきか。	ユニットの解列時刻等を考慮の上、最低停止時間の制約を加味し、現実的に立ち上がる時間にて発電上限値の記載してください。
37	説明会資料P20について、「定期点検または補修停止等によって、発電できない状態の場合、発電上限値及び発電計画値は0で提出してください。」との記載があるが、揚水発電所で揚水運動転中に需給調整市場へ応札する場合、発電上限をどのように記載すべきか	揚水発電所の揚水運動転から発電運動転への切り替えが短時間で可能な場合、需給ひっ迫対応が可能な状態と考えます。よって、揚水運動転時間帯でも発電上限値は発電可能な最大値を設定してください。ただし、貯水量に応じては『燃料制約』と同様な事象と考えていますので、その時は制約を考慮した発電上限値で記載してください。また、揚水発電所のうち余力活用契約を有する電源に関しては、一般送配電事業者によつては余力活用の範囲の把握等に影響する可能性があるため、説明会資料P14,15に記載のとおり、一般送配電事業者との余力活用契約における取り決め内容を考慮してください。

No.	質問	回答
38	説明会資料P22のパターン⑥⑦（容量市場非落札電源）について、「物理的な制約があるものの短時間の出力上昇が可能な場合は、広域機関が週間計画において指定する最大需要時刻や最小予備率時刻において市場等に供出可能な量を発電上限値として入力してください。」との記載がある。揚水発電所は揚水量に限界(物理的な制約)があるため、運転時間が限定的な電源であると認識しているが、発電上限値は説明会資料P22に記載の発電上限値の考え方①②のいずれとするべきか。	説明会資料P22に記載のとおり、広域機関が週間計画において指定する最大需要時刻や最小予備率時刻で可能な限りの出力を発電上限値として記載してください。
39	説明会資料P20に「定期点検または補修停止等によって、発電できない状態の場合、発電上限値及び発電計画値は0で提出してください」との記載があるが、蓄電池で充電中に需給調整市場へ応札する場合、発電上限値をどのように記載すべきか。	蓄電池の充電運転から放電運転への切り替えが短時間で可能な場合、需給ひっ迫対応が可能な状態と考えます。よって、充電運転時間帯であっても発電上限値は発電可能な最大値を設定してください。ただし、充電量に応じては『燃料制約』と同様な事象と考えていますので、その時は制約を考慮した発電上限値で記載してください。 また、蓄電池のうち余力活用契約を有する電源に関しては、一般送配電事業者によっては余力活用の範囲の把握等に影響する可能性があるため、説明会資料P14,15に記載のとおり、一般送配電事業者との余力活用契約における取り決め内容を考慮してください。
40	日中に別時間帯で発電設備停止作業が2つ以上ある場合の作業がない時間帯について、発電上限値をどのように記載すべきか。	発電設備停止作業終了後、次の作業まで十分時間があり、起動～解列が可能で発電可能である場合は、その発電量を発電上限値に設定してください。発電不可の場合は、そのまま発電上限値『0 kW』で設定してください。
41	バランス停止が計画されている発電設備で、解列操作時の発電上限値はどのように設定するのか。また発電設備停止作業による解列操作時の発電上限値をどのように記載すべきか。	通常の解列操作時の発電上限値は継続して発電することが可能であれば、24時まで設備上最大値を発電上限値に設定してください。ただし、発電設備停止作業等で24時まで継続することができなければ、出力制約（作業開始時刻に出力ゼロ等）に応じた発電上限値で設定してください。
42	同一系統コード内に複数の発電設備がある場合、各発電機毎の運転（バランス停止・連続ニットについて）が混在する場合、発電上限値をどのように記載すべきか。	同一系統コード内に複数の発電設備がある場合で、それぞれ別の運転スケジュールで計画する場合は、個々の設備制約などを考慮し合計値で提出してください。バランス停止の稼働中のユニットについては発電可能な最大値を発電上限値として頂き、最終的に合算した数字を提出してください。ただし、一般送配電事業者によっては、供給力の計上に影響が出る可能性があるため、事前に関係する一般送配電事業者にご確認ください。

No.	質問	回答
43	説明会資料P21のバランス停止号機について、弊社のシステム構成ですと、週間・翌日計画において9時にフル出力となるカーブを上限値として登録しようとした場合、仮想の負荷カーブを作成することができません。他社でも同様にシステム改修が必要になると思うが、何らかの猶予はあるのか。	システム改修が必要な場合を含め、基本的に本説明会資料の記載内容に対応いただく必要があります。

No.	質問	回答
44	説明会資料P9パターン②（発動指令電源）に記載の「容量市場における契約容量※2」と説明会資料P10パターン②（発動指令電源）に記載の「容量市場における契約容量※3」はどのような値か。当該エリアにおける発動指令電源落札量の内、区分「電源」（≠需要抑制）の総量を示したものか。その場合、容量市場の落札量の内訳（電源or需要抑制）が明確に区分されていないので、事業者側で「電源」分の期待容量を積算し記載すればよいのか。	<p>どちらも発動指令電源落札量のうち区分「電源」の総量です。</p> <p>例：電源と需要抑制が混在している電源等リスト（契約容量：7,000kW）があり、容量提供事業者の供給力の供出想定が以下の場合、「容量市場における契約容量※2」及び「容量市場における契約容量※3」は5,000kW以上に相当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源のみでの総量として5,000kW以上 ・需要抑制のみでの総量として2,000kW以上
45	説明会資料P9パターン②（発動指令電源）について、容量市場における契約を満たす値」>発電計画値（発動指令前計画値）の場合は、発電上限値＝「容量市場における契約電余力（出力上昇可能量）を含んだ数値となります。したがって、発電計画値（発動指令前計画値）>「容量市場における契約を満たす値」の場合、発電余力が0の場合は発電上限値＝「発電計画値（発動指令前計画値）」、発電余力が0でない場合は発電上限値＝「発電計画値（発動指令前計画値）+発電余力」となります。	説明会資料P9に記載のとおり、発電上限値は発電計画値（発動指令前計画値）に加え、発電計画値（発動指令前計画値）>「容量市場における契約を満たす値」の場合は、発電上限値＝「発電計画値（発動指令前計画値）+発電余力」となります。
46	容量市場落札電源のアセスメントは何を元に実施されるのか。日中で容量停止計画が提出されている場合（出力抑制に伴う容量停止計画）、容量停止計画リクワイアメントと市場応札リクワイアメントが当該期間で同時に課されていた場合、容量停止計画提出期間の電源が提供出来る供給力の最大値がアセスメント対象容量を下回ったとした場合、市場応札リクワイアメントは未達成となるのか。	容量市場のアセスメントは翌日・当日計画の発電上限値を元に実施されます。市場応札リクワイアメントには発電上限値を活用します。発電計画値+市場応札容量をアセスメント対象容量や発電上限値と比較し、リクワイアメントが達成しているかを確認します。

No.	質問	回答
47	説明資料P7について、容量市場に不参加の電源も発電上限値の記載が必要か。	容量市場に不参加でも発電上限値の記載は必要です。説明会資料P22を参照ください。
48	説明会資料P18の2項目目について、「基本的に発電上限値はアセスメント対象容量を下回ることはありません」との記載があるが、例えば、当日・翌日断面で突発的なトラブルが発生した場合等、発電可能な量がアセスメント容量を下回るケースがあると考える。このような場合において記載する発電上限は、実際に発電可能な量か、それともアセスメント対象容量を記載するのか。	当日・翌日断面での突発的なトラブル発生時の発電上限値に関しては、トラブル発生後において実際に発電可能な値をご記載ください。
49	説明会資料P20の表（翌日・当日計画断面）のパターン④⑤（容量市場落札の安定電源・発動指令電源）について、平常時において翌日計画提出時はバランス停止機を当日9時フル出力となるよう発電上限値を提出することとなっています。当日計画について、実需給に近づき容量市場落札コマにおいて、すでに起動が間に合わないと判明した発電機について、発電上限値をゼロに変更することは、容量市場のアセスメント上、問題はあるか。	容量市場のアセスメントに使用するため、発電上限値をゼロに計画変更しないでください。
50	説明会資料P18の2項目目に「基本的に発電上限値はアセスメント対象容量を下回ることはできません」との記載があるが、アセスメント対象容量は提供する各月の供給力の最大値が上限であり、時期・時間帯によっては実際の発電上限値がアセスメント対象容量を下回ることもあり得ると思うが認識は合っているか。	安定電源（純揚水以外）を例としてご回答いたします。アセスメント対象容量は「提供する各月の供給力」です。そして、この「提供する各月の供給力」の上限は「各月の供給力の最大値」となります。ここで「各月の供給力の最大値」は事業者様にて「設備容量から所内電力、大気温の影響による能力減少分等を差し引いた月別の値」を記載して、容量市場に参加することとなっています。したがって、時期・時間帯によらず、実際の発電上限値がアセスメント対象容量を下回らない認識です。 (参考) 容量市場 メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2024年度）P48 https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2024_jitsujukyu_kanren.html

No.	質問	回答
51	説明会資料P7について、発動指令電源として容量市場へ応札している電源のうち、「1000kW以上の電源」についてはどこに分類されるのか。	<p>発動指令電源とは「期待容量が1,000kW未満の電源・安定的供給力を提供できない自家発・DRなどを単独または組み合わせることで、期待容量が1,000kW以上の供給力を提供するもの」と定められているため、1000kW以上の電源もパターン②の発動指令電源となります。</p> <p>(参考) 容量市場 メインオークション制度詳細説明会資料 2027年度 P19 https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html</p>

No.	質問	回答
52	説明会資料P14パターン⑤について、「週間、翌々日計画断面では、スポット市場等での売り約定を見込んだうえで発電計画値を作成する」との記載がある。市場取引を需要BG側で実施している場合（発電販売計画において他社への販売分を除く全量を自社需要BGに販売する計画としている）はどのように計画提出すれば良いか。	現運用とおり計画提出を行ってください。具体的には、需要BGで市場取引を実施している場合、発電販売計画の販売計画にスポット売電量を含めてください。 (参考) 2022年度以降の週間発電販売計画への前日スポット約定想定量織込み P8 https://www.occto.or.jp/occtosystem2/oshirase/2021/220111_syukanhatsuden.html
53	年間計画・月間計画について、発電上限値の記載方法に変更はないのか。	容量市場の実需給が開始する2024年度以降、週間計画より実需給に近い断面における広域予備率が8%を下回る場合、需給注意報を発令する必要があります。発電上限値はこのために導入するものであるため、年間計画・月間計画の記載内容は現在の運用から変更ありません。
54	説明会資料P27～29について、需要抑制計画の内訳に関する記載ルール（発動指令電源は電源等リスト単位で必要事項を記載）を新たに設定しているが何故か。	需給運用上、発動指令電源の計画値から供給余力を把握する必要があり、発動指令電源とそれ以外の需要抑制リソースの計画値を区分する必要があるためです。発動指令は一般送配電事業者が設定するグループ毎に実施されるため、ベースラインや抑制計画値は電源等リスト毎の合計値を記載いただきます。